

処遇改善加算等のお知らせ

株式会社 ソトエ

1. 対象事業所：ハートケア
2. 対象職員：正規職員
3. 改善期間：令和6年6月1日～
4. 算定する加算および加算区分：介護職員処遇改善加算の算定：加算Ⅱ
5. 改善方法

毎月の介護報酬総単位数に各サービス毎で決められた加算率を乗じた金額を
当年度①処遇改善手当として毎月支給。 ②夏季&冬季賞与（特別手当）として支給。

6. キャリアパス要件

①キャリアパス要件Ⅰ

- ・職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- ・職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
- ・就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。

②キャリアパス要件Ⅱ

- ・年間事業計画及び研修計画に沿った研修の実施により、資質向上及び福祉・介護職員の能力向上・評価を行なう
- ・資格取得のための支援の実施（積極的な研修参加の促進、資格取得のための学習時間が確保できる勤務形態の見直し等）

③キャリアパス要件Ⅲ

- ・昇給は毎年4月に行う。
- 「勤続年数」「経験年数」「勤務成績」に応じてなされる仕組みとする。

7. 職場環境等要件

①入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

②資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

③両立支援

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備

④腰痛を含む心身の健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断
- ・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

⑤生産性向上のための業務改善の取組

- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

⑥やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

以上